

富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（障害分） Q&A

分類	Q	A
対象事業所	R7.7.1現在で休止中の施設は対象となるか。	光熱費・車両燃料費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。
対象事業所	R7.7.2に開業した施設は対象となるか。	R7.7.1を基準としているため、対象外となります。
対象事業所	共生型サービスは介護分と障害分のどちらに申請すればよいか。	入所系と通所系の共生型サービスについては介護分に申請してください。訪問系は介護保険サービス分は介護分に、障害福祉サービス分は障害分にそれぞれ申請してください。
対象事業所	医療型障害児入所施設、療養介護は医療分と障害分のどちらに申請すればよいか。	医療分に申請してください。
申請者	R7.7.1以降に事業所の運営者が変更となったが、支援金の対象となるか。また、対象となる場合、申請はいつ時点の運営者が行えば良いか。	法人の合併等により権利義務を別法人が引き継いでいる場合は、経営母体が変わっていても、支給要件を満たしていれば支給対象となります。申請については、現在の開設者が申請してください。
申請書類	提出書類で「振込先の通帳の写し」（通帳の表裏側のコピーなど）があるが、通帳がないネットバンクの場合は何を提出すれば良いか。	「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やネットの画面写真を提出してください。
定員	入所系と通所系の交付額算定の際の定員とは、現在の入所者数や利用者数のことか。	R7.7.1現在において管轄する自治体に届け出ている定員数であり、現在の入所者数や利用者数ではありません。
定員	R7.7.2に定員数が変更になっている場合、どのように記入したらよいか。	R7.7.2以降に定員数を変更している場合であっても、R7.7.1時点の定員数を記載してください。
定員	短期入所で空床型の場合、定員はどのように算定すればよいか？	併設型、単独型のみが対象となるため、空床型は申請の対象外です。

分類	Q	A
定員	「複数のサービスを合わせて定員を定めている場合には、指定上、各々に定員が定められていたとしても、複数のサービスを合わせた定員を本支援金上の定員とする。」とあるが、具体的にどういうことか。	例えば、児童発達支援、放課後等デイサービス合わせて定員を10人としている事業所は、指定上、児童発達支援10人、放課後等デイサービス10人の定員となっても、本支援金上の定員は合わせて10人となります。
食材料費	通所系には食材料費の補助があるが、入所系にはないのか？	入所系は単価4,100円の中にすでに食材料費が含まれています。通所系はサービスによっては利用者に食事を提供しない事業所もあることから、食事提供ありとなしの事業所の申請を分けています。
食材料費	通所系で食事提供の有無はどのように判断すればよいのか？	食事提供ありとする場合には、運営規程や重要事項説明書に食事提供についての記載（朝食300円、夕食500円など）がされていることが必要です。食事提供ありで申請する場合には運営規程等を添付してください。 また、運営規程等に食事提供についての記載があっても、実際に食事を提供していない場合には食事提供ありとは認められません。
食材料費	間食やおやつのみを提供している場合には、食事提供ありと認められるか？	朝・昼・夜の3食のみが対象となりますので、間食やおやつをみの提供の場合は該当しません。
食材料費	食事提供があることが分かる運営規程（または重要事項説明書）は全ページ提出が必要か？	全ページ提出が必要です。

分類	Q	A
支給対象	県又は市町村が運営する事業所は支給対象外とのことだが、具体的に教えてほしい。	県や市町村が直接運営するもの（県立や市町村立）に加え、県や市町村から指定管理を受ける事業所も支給対象外になります。 ただし、県や市町村との契約上、赤字になったとしても県や市町村からの補填がなく、運営者のみの責任となる場合のように、実質的に民営と変わらないものは対象となります。この場合には、契約書など状況がわかるものを提出してください。
支給対象	富山市など県内市町村より同様の趣旨の支援金の交付を受けた（受ける予定だ）が、県の支援金は申請することができるか。	申請していただけます。